

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階 ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号計画の策定に係る意見について
- 議第6号 令和8年度全国農業新聞普及拡大計画について
- 議第7号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画について
- 議第8号 令和9年度三条市農林関係施策の要望について

- 報告事項
- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
  - 報第2号 農用地利用集積計画等の解約通知について
  - 報第3号 農地潰廃通報について
  - 報第4号 作付変更届について
  - 報第5号 農地法第3条の3の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員  | 2番 早川直子委員   |
| 3番 山屋和徳委員  | 4番 栞原一郎委員   |
| 5番 小池秀一委員  | 6番 志田洋一委員   |
| 7番 笹岡大介委員  | 8番 瀬高栄津子委員  |
| 9番 山倉 広委員  | 10番 佐藤直人委員  |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員  |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田 昇委員 | 16番 鈴木範男委員  |
| 17番 熊倉 睦委員 | 18番 田邊健一委員  |
| 19番 淡路五樹委員 |             |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

青 木 誠 一 委員  
川 上 利 男 委員  
小 出 和 哉 委員  
佐々木 一 光 委員  
中 澤 伸一郎 委員  
平 松 広 之 委員  
丸 山 由 夫 委員  
山 谷 秀 昭 委員  
渡 辺 秀 人 委員

岡 崎 耕一郎 委員  
北 澤 正 之 委員  
小 林 克 洋 委員  
高 山 弘 則 委員  
新飯田 雅 樹 委員  
堀 江 義 栄 委員  
山 崎 哲 矢 委員  
若 林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 1 名

駒 形 徹 委員

説明のため出席した職員

農 林 課 農 政 係 長 竹 田 翔 大

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修  
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則  
経 営 基 盤 係 主 事 三 本 琳 花

午前 9 時 2 7 分 開会及び開議

議長（栞原会長）

これより、総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席 0、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席 1 名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第 1 項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第 3 項の規定に基づき、議長から委員 2 名を指名します。

10番、佐藤直人委員、19番、淡路五樹委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第 1 号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第 1 項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第8号及び報第1号から報第5号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

21ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定のみで28件、合計11万2,016.64平米です。

なお、10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、受ける者及び期間については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

新規設定です。

99番は、鶴田地内ほかの農地3筆、1,783平米。

100番は、鶴田一丁目地内の農地2筆、594平米。

2ページをお願いします。

101番は、鶴田一丁目地内の農地6筆、1,931平米。

102番は、鶴田一丁目地内の農地12筆、6,919平米。

103番は、4ページまで続きます。井栗地内の農地6筆、6,906平米。

104番は、東大崎一丁目地内ほかの農地7筆、4,335平米。

105番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、26平米。

106番は、7ページまで続きます。東大崎一丁目地内の農地21筆、9,963.71平米。

107番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、85平米。

8ページをお願いします。

108番は、上保内地内の農地4筆、1,826平米。

109番は、10ページまで続きます。上保内地内の農地22筆、1万1,068.91平米。

110番は、上保内地内の農地4筆、2,706平米。

111番は、上保内地内の農地1筆、1,031平米。

112番は、上保内地内の農地4筆、2,649平米。

12ページをお願いします。

113番は、上保内地内の農地2筆、1,996平米。

114番は、上保内地内の農地7筆、3,301.91平米。

115番は、下保内地内の農地3筆、1,335平米。

14ページをお願いします。

116番は、下保内地内の農地1筆、5,378平米。

117番は、大島地内の農地 9 筆、9,299 平米。

118番は、16ページまで続きます。大島地内の農地 8 筆、7,799 平米。

119番は、大島地内ほかの農地10筆、5,840 平米。

120番は、18ページまで続きます。大島地内ほかの農地 9 筆、8,247 平米。

121番は、荻島地内の農地 5 筆、1,505 平米。

122番は、中野原地内の農地 1 筆、2,908 平米。

123番は、大沢地内の農地 2 筆、2,635 平米。

124番は、20ページまで続きます。大沢地内の農地 2 筆、1,417 平米。

125番は、棚鱗地内の農地 1 筆、2,875 平米。

126番は、鹿峠地内の農地 6 筆、5,657.11 平米。

いずれも、令和 8 年 8 月 28 日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第 3 調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5 番、小池秀一委員。

第 3 調査部会長（5 番小池秀一委員）

最初に、第 3 調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、6 月 25 日午前 9 時から厚生福社会館 2 階第 2 集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前 10 時に閉会しました。

続いて、議第 1 号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定のみで 28 件、11 万 2,016.64 平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第 1 号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

24ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもののみで6件、合計7,373平米です。

番号ごとに順次説明いたします。22ページをお願いします。

12番は、柳沢地内の農地1筆、132平米を相続で譲り受けたが、耕作ができないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

13番は、大島地内の農地1筆、165平米を、高齢のため少しずつ農地を手放したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

14番は、代官島地内の農地3筆、385平米を相続で譲り受けたが、耕作できないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

15番は、猪子場新田地内の農地5筆、440平米を、高齢のため規模縮小したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

16番は、上大浦地内の農地6筆、6,126平米を相続で譲り受けたが、耕作できないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

24ページをお願いします。

17番は、牛ヶ首地内の農地1筆、125平米を相続で譲り受けたが、県外に住んでおり、耕作ができないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5 番、小池秀一委員。

第3 調査部会長（5 番小池秀一委員）

議第2 号『農地法第3 条第1 項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買のみで6 件、7,373平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第3 条第2 項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2 号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2 号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3 号『農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3 号『農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について』説明いたします。

25ページ欄外を御覧ください。

今月の申請は2 件、406.99平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

1 番は、石上三丁目地内の農地1 筆、204平米を、住宅敷地への適切な接道を確保し、生活動線の改善を図るための通路用地として利用するもので、場所につきましては、三条市消防本部の北側750メートル付近で、おおむね500メートル以内に2 以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3 種農地と判断されます。

2 番は、栗林地内の農地4 筆、202.99平米を、既存の宅地と一体で農家住宅1 棟、車庫1 棟、農舎1 棟及び通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、上林小学校の西側200メートル付近で、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域内

の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、406.99平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

27ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、2,832平米です。

番号ごとに順次説明いたします。26ページをお願いします。

8番は、荒町二丁目地内の農地1筆、958平米を売買により取得し、共同住宅1棟及び駐車場18台分の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所

につきましては、三条市消防本部の西側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、石上三丁目地内の農地4筆、1,116平米を売買により取得し、既存雑種地と一体で自社駐車場22台分、物置2棟及び資材置場2か所の用地として利用するもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市消防本部の北側750メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、月岡一丁目地内の農地1筆、45平米を寄附により取得し、水路管理用こう畔の用地として利用するもので、場所につきましては、新潟県立三条高校の南東側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、帯織地内の農地2筆、713平米を賃貸借権の設定により農機具格納庫2棟、もみ殻庫1棟及び資材置場の用地として利用するもので、場所につきましては、J R 信越線帯織駅の南西側750メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地の不許可の例外に当たるものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、2,832平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。



（「異議なし」の声あり。）

議長（栢原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栢原会長）

次に、議第５号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の５第１項第27号計画の策定に係る意見について』を議題といたします。

なお、本日は本計画の所管であります農林課から竹田農政係長が出席しています。事務局の説明に続いて農林課から説明があります。

初めに、事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第５号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の５第１項第27号計画の策定に係る意見について』説明いたします。

28ページの議第５号参考を御覧ください。

令和８年６月10日付文書で、三条市長から、当農業委員会会長へ意見を求められています。

また、計画（案）につきましては、別冊の議第５号資料ナンバー１から３のとおりです。

この後農林課から説明がありますが、本年２月に三条市長から意見を求められた農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴うものとなります。

事務局からの説明は以上です。

議長（栢原会長）

続いて、農林課から説明をお願いいたします。

農林課（竹田農政係長）

農林課の竹田でございます。それでは議第５号の27号計画について説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行令第８条第１項第４号では公益性が特に高く、農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれの少ない施設について農用地に含まないこととされており、具体的には同法施行規則第４条の５第１項各号に定められています。今回第27号の地域農業の振興に関する市の計画案を策定しましたので、説明させていただきます。

議第５号資料ナンバー１の10ページを御覧ください。

「１ 施設の種類、位置、規模等」についてですが、施設の種類の農家住宅、駐車場、格納庫で、施設の位置及び施設の用に供する土地の規模は三条市上保内地内の５筆、768平米です。詳しい利用計画図や位置図は議第５号資料ナンバー３にございます。

「２ 施設の建設に係る土地の状況」については資料のとおりです。

11ページを御覧ください。

「３ １の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等」については、河川改修事業に伴い移転を余儀なくされる地域の中核農業者の住宅を、耕作地のある地域内に建築することで、

農業経営の安定や耕作放棄地の発生抑制につながるとともに、当該農業者のリーダーシップの発揮による地域の話合いの機運醸成や農地の集積、集約が図られると考えています。

「4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断」についてです。12ページを御覧ください。「(3) 定期的な検証を行う旨の明記」については、①から⑥で掲げられている内容で定期的な検証を実施してまいりました。次に、「(4) 農用地区域から除外される土地の規模の妥当性」については、1級河川布施谷川河川改修事業に伴う農家住宅及び農機具格納庫等の移転整備であり、移転対象となる現況敷地と比較しても過大ではなく、農用地区域から除外される土地の規模については妥当であると判断いたしました。次に、「(5) ①農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性」については、当該開発予定者は、保内集落で水稻経営を営む専業農家であり、地域計画の地域内の農業を担う者一覧にも掲載されています。1級河川布施谷川の河川改修に伴い、住宅及び農機具格納庫等の移転を迫られていますが、地域内に移転し引き続き農業経営を行うことで、地域農業の担い手確保につながることから、地域農業の振興に資するものであると判断いたしました。また、「(5) ②農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由」について、当該開発予定者は、今後も引き続き農業経営を行うことから、住宅以外に農機具格納庫も併せて移転整備する必要があるため、13ページに掲げた4点の立地条件を考慮し位置選定を行いました。議第5号資料ナンバー3の資料⑤に選定の経緯を載せております。続きまして13ページを御覧ください。「(6) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ」については、地域計画の区域外であるため支障はないと判断いたしました。次に、「(7) (6)のほか、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響」については、施設の用に供する土地は、北側は住宅地に、西側は市道にそれぞれ隣接しています。なお南側に自己所有農地があるものの、農地以外の用途に供しても農用地の集団化への支障は生じません。また、当該地は現在育苗ハウスを設置し、水田としての機能を喪失しており、水田に戻す予定もないことから農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。次に、「(8) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ」については、当該開発予定者は専業農家であり、用地提供後も他の農地で営農を継続する予定であることから、効率的かつ安定的な農業経営に支障を及ぼすおそれはございません。また、開発予定地は、現在育苗ハウスを設置しており、今後集積される予定もないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。次に、「(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響」については、用排水路の機能に支障がないよう、開発には十分注意し、実施に当たっては管理者と三条土地改良区と地元農家組合で協議・承諾を得て施工します。三条土地改良区からは、3月5日付でやむを得ない旨の回答をいただいております。続きまして14ページをご覧ください。「(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み」については、当該開発は、1級河川布施谷川河川改修事業に伴う農家住宅及び農機具格納庫等の移転整備であり、農用地区域から除外

した後、農地転用許可が下り次第、速やかに着工する予定です。次に、「(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分の見込み」については、議第5号資料ナンバー3の資料①を御覧ください。貴農業委員会へ意見照会した結果、2月27日付で転用許可相当と判断するとの回答をいただいております。また、都市計画区域外のため開発許可は不要であると判断いたしました。

「5 施設調書に係る添付書類」については、資料のとおりです。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号計画の策定に係る意見について』の調査結果を報告します。

所管する農林課職員から詳細説明を受け、当該計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用促進を図る観点から異議ないものと認め、意見なしとすべきものとししました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、意見なしとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、意見なしとすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会長から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。

この後休憩とし、入り口の時計で10時20分から再開します。なお、農林課の竹田係長におかれましては、次の公務があるため、ここで退席いたします。大変ありがとうございました。

それでは、休憩といたします。

（午前10時10分から午前10時20分まで休憩）

議長（栞原会長）

それでは、総会を再開します。

議第6号『令和8年度全国農業新聞普及拡大計画について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『令和8年度全国農業新聞普及拡大計画について』説明いたします。

29ページをお願いします。

令和7年度実績は、計画目標151部に対し、令和8年3月時点109部で、達成率は72%でした。

今年度の計画につきまして、「Ⅰ 目標部数の設定」は、中段の①、②のいずれかを目標とするものですが、当農業委員会においては、購読部数が減少している現状も踏まえ、①の令和8年6月現在の一般購読部数105部に委員お一人1部の新規申込みとして37部を加えた142部を目標部数と設定しました。

次に、「Ⅱ 普及推進に当たっての年間活動計画」についてです。

今年度は、前期普及強調月間を8月から11月、後期普及強調月間を1月から2月と位置付け、担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施するとともに、農業委員会だより「向日葵」や三条市ホームページによるPR等を計画いたしました。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、ただいまの説明のとおりに決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認めます。

農業委員・農地利用最適化推進委員1人につき1部以上の新規購読申込みの確保をお願いするとともに、目標が達成できますよう、全委員の皆様から普及推進活動の御協力をお願い申し上げます。

なお、事務局から総会終了後に申込書、普及資材等について説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

次に、議第7号『令和8年度農業者年金加入推進活動計画について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第7号『令和8年度農業者年金加入推進活動計画について』説明いたします。

30ページをお願いします。

「1 今年度の加入目標人数」につきましては、2人で、うち20歳から39歳までの方を

1人、女性農業者を1人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。

「2 加入対象として働きかけをする目標人数」につきましては、25人とし、うち20歳から39歳は10人、女性農業者は5人としております。

「3 地域別加入推進班の整備」につきましては、全3班を設置し、A班は三条地域、B班は栄地域、C班は下田地域を担当していただきたいと考えております。各班の加入推進員数、編成は記載のとおりです。

「4 加入対象者名簿の整備」につきましては、名簿を12月31日までに整備する予定です。

「5 加入推進強化月間の設定」につきましては、12月から来年の2月までとさせていただきます。

「6 戸別訪問の実施計画」につきましては、次ページも併せて御覧いただきたいと思いますのですが、A班、B班、C班とも12月は加入推進部長、副部長による戸別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進部長、副部長による2回目の戸別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりです。

「7 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画」につきましては、11月に南蒲原農業委員会協議会が主催する郡内事務局職員・JA職員合同研修会を開催し、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議を予定しております。

「8 加入対象者に対する説明会等の実施計画」につきましては、加入対象者を一堂に会しての説明会は実施せず、対象者お一人お一人に戸別訪問などを通じて働きかけていきたいと考えています。

32ページをお願いします。

「9 普及啓発活動の実施計画」につきましては、9月と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認めます。

今年度も引き続き農業者年金の加入推進に当たっては、加入推進部長、副部長を中心として、農業委員、推進委員の皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

次に、議第8号『令和9年度三条市農林関係施策の要望について』を議題とします。

本件につきましては、これまでも農政対策部会に付託し、要望内容を議論いただき、内容を取りまとめていただいておりますので、今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします。議第8号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

なお、来月の農業委員会総会で農政対策部会（案）を示し、皆様からの意見を伺った後で要望書を取りまとめ、9月30日水曜日午後1時30分に市長へ提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第5号までの5件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第5号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栗原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、7月22日水曜日午前9時30分から、厚生福社会館2階第2集会室で開催します。関係委員は出席をお願いします。

議長（栗原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。7月27日月曜日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催します。関係委員の皆様には御出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

来月の総会は31日午前9時30分から三条市役所第二庁舎3階、301会議室での開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長      栞原   一郎

---

議事録署名委員（１０番）      佐藤   直人

---

議事録署名委員（１９番）      淡路   五樹

---